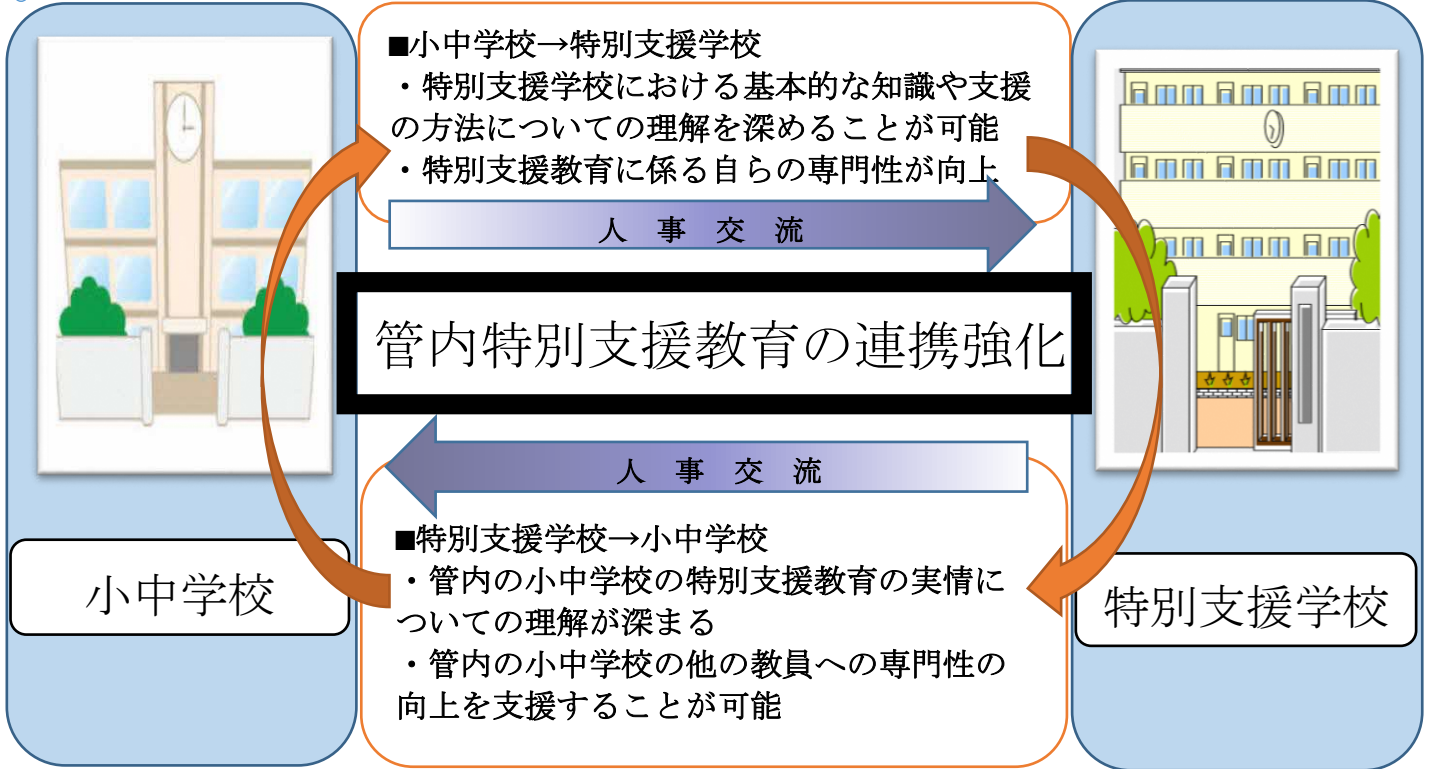


オホーツク管内公立小中学校とオホーツク管内特別支援学校との人事交流について

管内小中学校と管内特別支援学校との連携・協力体制を強化し、双方の教員が幅広い経験と知識を身につけ、資質・能力の向上に取り組むことにより、オホーツク管内の特別支援教育の一層の充実を図ることを目的とした制度です。



希 望 条 件					
小中学校	交流先		必要免許状		経験年数
	特別支援学校	小学部	小学校教諭の普通免許状	※各学部とも特別支援学校教諭の普通免許状所有が望ましい	3年以上の勤務経験を有する者のうち、特別支援学級を2年以上担当している者
	中学部	中学校教諭の普通免許状			
	高等部	高等学校教諭の普通免許状			
特別支援学校	交流先		必要免許状		経験年数
	小学校	小学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状	特別支援学校において3年以上の勤務経験を有する者		
	中学校	中学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状			
義務教育学校	小中学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状				

交 流 ま で の 流 れ

通知

■9月下旬～10月中旬に人事交流希望者の取りまとめについて、各市町村教育委員会及び各道立特別支援学校に通知します。
【学校長が指定する日までに学校職員個人調書を学校長に提出してください。】

異動

■3月上旬の内示をもって、交流の可否についてお知らせします。

人 事 交 流 に 係 る 取 扱 い に つ い て

■ 交流期間

原則として2年間とし、必要があるときは、オホーツク教育局長及び教職員局教職員課長が協議の上、交流期間を変更することができる。

■ 人事上の取扱い

交流先の学校で勤務した期間については、当該交流による異動前の学校で勤務したものとみなし、異動前の学校の勤務年数に含めるものとし、交流期間終了後は、原則、異動前の学校で勤務するものとする。

■詳細は、オホーツク教育局HPにも掲載しております。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kyousyokuin/kyousyokuinnkakar.i.htm>)